

2025 年度入学生版

現代教育学部教職課程履修の手引き

—教育職員免許状取得のために—

中部大学現代教育学部

目 次

I. はじめに	1
1. 現代教育学部の教員養成の目的	
2. 教職課程とは何か	
3. 「教職課程履修の手引き」の熟読	
4. 教職課程履修者への期待	
II. 現代教育学部において取得できる教育職員免許状の種類とその留意点	2
1. 教育職員免許状とは	
2. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類	
3. 免許状取得にあたっての留意点	
III. 現代教育学部における教員免許状取得要件と履修上の諸注意	3
1. 教員免許状を取得するための要件	
2. 教職課程履修上の諸注意	
3. 「教育職員免許法及び同施行規則に定める科目」の履修について	
4. 教職課程履修手続き	
5. 教職課程履修諸費用	
6. 介護等体験	
IV. 教育実習	5
1. 幼稚園実習	
2. 小学校実習（現代教育専攻）	
3. 特別支援学校実習（現代教育専攻）	
4. 中学校実習	
V. 教員採用候補者選考試験	9
1. 公立学校教員採用候補者選考試験について	
2. 私立幼稚園教員の採用について	
3. 試験結果の報告について	
4. 講師登録について（主として現代教育学科対象）	
VI. 関係部署の場所	11

付) 学生便覧 現代教育学部教職課程 抜粋

I. はじめに

1. 現代教育学部の教員養成の目的

本学部の教員養成は、中部大学の建学の精神、すなわち「不言実行 あてになる人間」に立脚し、子ども一人ひとりの心に寄り添い、ともに歩んでいける、21世紀の教育者・保育者の育成を目指し、幼稚園・小学校・特別支援学校・中学校（理科、国語、数学）の教員を養成することを目的としている。

2. 教職課程とは何か

本学部の教職課程は、教員を志望する者に対して、他学部から独立した教職課程において、教育職員免許法並びに同法施行規則に則り、免許状授与の所要の資格を取得させることができるカリキュラムを編成し、かつ教育学教育の一分野としての教職教育を編成する教育組織である。本学部教職課程において所定の単位を修得した者は、愛知県教育委員会に申請し、幼稚園・小学校・特別支援学校・中学校（理科、国語、数学）の各教育職員免許状を受けることができる。

3. 「教職課程履修の手引き」の熟読

教職課程履修者は、教職課程を履修するには、どのような手続きが必要か、各教育職員免許状を取得するための要件とは何か、どのような科目を履修する必要があるのか、介護等体験の仕方、教育実習の実施方法など、教職課程の履修方法について、この手引きをよく読み、理解することが必要である。

4. 教職課程履修者への期待

中部大学現代教育学部には、教育関係の公的資格が取得できる教職課程が置かれている。

現代教育学部の教職課程では、教育職員免許法並びに同法施行規則などの法令に基づいたカリキュラムを履修することにより、教員免許状を取得することができる。そのため、学部の卒業に必要な単位の他に、所定の科目を履修し、2週間から4週間にわたる教育実習を完了しなければならない。

現代教育学部では、教職課程を履修するかしないかの決定など、多くの基本的な判断は学生本人の主体性に委ねている。なぜならば、教育の本質的価値は学習主体である幼児・児童・生徒一人ひとりの人間としての成長、発達にあるのであり、専門職としてこれにかかわる教師自身が、主体的に判断し努力する力を養い、かつそれを実践できなくてはならないからである。

現代教育学部の教職課程は、教員を目指す学生に自己形成を実現するための機会を設けている。教職課程を履修する学生はこのことを十分に理解して、履修の各段階、日々の自己

の人間的な成長の過程を大切に学生生活を過ごしてほしい。

教員採用をめぐる状況は、幼児・児童・生徒数の減少などを背景にして、依然全国的に厳しい状況にあることは言うまでもない。また、「教師受難の時代」とも言われているように、学校現場の困難さと厳しさも増してきている。そうであればあるほど、「教育という仕事」の大切さと、教師としてのやりがい、生きがいは大きなものがあるといえる。

今、学校教育の現場は、専門的な力量と人間的な魅力を豊かに備えた、幼児・児童・生徒と共に生き学ぶ教師を強く求めてきている。

中部大学現代教育学部は、こうした教職への道をめざす人が一人でも多く生まれることを心から期待し、また、みなさんの真摯な姿勢に対しては、全力をあげて支援をしていきたい。

Ⅱ．現代教育学部で取得できる教育職員免許状の種類と留意点

1. 教育職員免許状とは

学校教育法第1条に規定されているすべての国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教育職員として幼児又は児童、生徒を指導する職務を行うためには、教育職員免許法並びに同法施行規則によって定められた、それぞれの学校種や担当教科に対応した「教育職員免許状」を取得していなければならない。免許状取得のための資格を付与する教育が教員養成であり、原則的には大学において行われることになっている。大学における教員養成制度は、国立大学教育学部をはじめ、教員養成を専門とする学部学科や一般の学部在籍しながら教職を目指す学生を対象とする教職課程が主たるものである。

教育職員免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に分けられ、このうち普通免許状については、幼・小・中・高ほかの各学校の教諭等ごとに、さらに中・高については各教科ごとに交付される。また、それぞれが基礎資格（大学院の修士課程もしくは博士前期課程修了、大学の学部卒業、短期大学の学科卒業など）に応じて、専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類に区分されている。

このような教育職員免許状は、免許法等が定める基準にもとづいて各大学等が文部科学省の認定を得て開設する教職課程を履修し、必要な単位を取得したうえで、証明書を添えて都道府県教育委員会にその授与を申請して、はじめて取得できるものである。

したがって、所定の単位を修得したからといって、卒業と同時に免許状が自動的に授与されるものではない。

2. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類

現代教育学部において取得できる教育職員免許状の種類と教科は、次の表1のとおりである。

表Ⅰ 現代教育学部にて取得可能な教員免許状

学 部	学 科	専 攻	免許状の種類及び教科
現代教育学部	幼児教育学科		幼稚園教諭一種免許状
	現代教育学科	現代教育専攻	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的／肢体不自由／病弱) 中学校教諭一種免許状 (理科)
		中等教育 国語数学専攻	中学校教諭一種免許状 (国語) 中学校教諭一種免許状 (数学)

3. 免許状取得にあたっての留意点

現代教育学部の教職課程において取得できる免許状は、表Ⅰで示したとおりである。しかし、教職課程の履修にあたっては、次の点に十分注意することが肝要である。

教職科目は卒業単位数に必ずしも含まれているとは限らない。したがって、履修者は、4年間で免許状を取得するという強い覚悟が必要となるだけでなく、免許状取得と卒業との両立を計画的に行う必要がある。

幼児教育学科では幼稚園教諭の他に保育士資格の取得が可能である。両学科共に複数の教員免許状あるいは資格の取得ができるが、4年間で取得するためには、卒業単位の他に多くの科目の履修を余儀なくされる。このことに対して、個人の努力と強い意志に委ねるしかなく、履修者は自らの履修デザインと取得しようとする免許状の種類・資格との関連を見極めておくことが重要である。

Ⅲ. 現代教育学部における教員免許状取得要件と履修上の諸注意

1. 教員免許状を取得するための要件

教員免許状取得に必要な科目は教育職員免許法及び同施行規則によって定められており、大学を卒業することによって得られる「基礎資格」のうえに、その科目を修得する必要がある。また、現代教育学科現代教育専攻で、特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、小学校教諭一種免許状の条件を満たすと共に、さらに「特別支援学校教諭に関する科目」を修得する必要がある。

2. 教職課程履修上の諸注意

現代教育学部の教職課程は、全学の教職課程(中学校・高等学校教員免許状希望者が対象)

から独立して運営されている。また、全学の教職課程で開設されている科目は、高等学校教諭・中学校教諭・養護教諭・栄養教諭の教員免許状取得のために開設されている科目である。したがって、本学部で教員免許状の取得を希望する学生は、中学校教諭一種免許状（理科、国語、数学）を取得する場合でも、全学の教職課程で開設されている科目を履修することはできず、また、同一名称の科目であっても教職課程の単位としては認められない。教職課程に関するガイダンスも各学科で実施するため注意しておく必要がある。

3. 「教育職員免許法及び同施行規則に定める科目」の履修について

本学部において定める科目及び単位は、学生便覧（p.352～p.363）に掲載されておりである。本手引きの末尾にも該当ページを抜粋している。

4. 教職課程履修手続き

1 年次 4 月に各学科で開催される第 1 回教職オリエンテーションでも、取得可能な免許状に関する履修手続きの説明が行われる。以後、随時開催される教職オリエンテーションに出席することで、履修を続ける意思があると見なす。また、特別支援学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状（理科、国語、数学）・小学校教諭一種免許状用のオリエンテーションはそれぞれ別に開催されるため、取得希望者はそれらのオリエンテーションに出席が必要となる。

5. 教職課程履修諸費用

現代教育学部では教職課程費の徴収は行っていない。しかし、実習における交通費、食費等は個人負担となる。また、実習先から実習実施に関する経費（印刷費、教材費等）について請求される場合もあるが、これも個人負担となる。

6. 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、小学校及び中学校教諭一種免許状取得希望者全員に対し介護等体験が義務づけられている。

介護等体験とは、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流のほかに、障害者等の話し相手、散歩の付き添い等の体験、掃除や洗濯のような受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いもの」とされている。

介護等体験の期間は、社会福祉施設 5 日間と特別支援学校等 2 日間の計 7 日となる。介護等体験に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に指示する。

IV. 教育実習

すべての校種で、免許状の取得には教育実習の単位を修得することが原則とされている。教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション、及び各実習の事前指導の講義時に伝える。

1. 幼稚園実習

幼児教育学科における教育実習は、事前・事後指導科目である「教育実習指導（幼稚園）」及び幼稚園での実習科目「教育実習（幼稚園）」である。実習期間は4週間とする。別に定める所定の条件を満たしていない学生の履修は認められない。教育実習の実施手続きの流れは表2に示す。

表2 幼稚園実習の流れ

	大学	実習生
2 年 次	愛知県保育実習連絡協議会に県内実習希望を提出	- 実習希望調査（県外実習希望者は各自、地元の教育委員会や園から内諾をとる）（7月） ↓ - 希望調査用紙、内諾書提出（県外実習希望者：9月）
3 年 次	「教育実習指導（幼稚園）」開始（9月半ば～翌年5月） - 依頼事項、評価票、実習生個人票、実習の計画、出勤簿を実習園に送付（12月） - 実習園への訪問指導	- 実習園に事前訪問・打ち合わせ（12月末～1月） 「教育実習（幼稚園）」（4週間）開始（2月上旬）
4 年 次	事後指導	（実習終了後）実習園へ実習書類の提出、礼状送付 （事後指導後）実習書類を実習担当教員へ提出

2. 小学校実習（現代教育専攻）

現代教育学科現代教育専攻では小学校教育実習を以下のように行う（表3参照）。小学校教諭一種免許状を取得するためには、小学校教育実習の単位を取得する必要があり、小学校教育実習を履修するためには、観察実習指導から始まる関連科目を履修して単位を取得しなければならない。

観察実習は4期（2年次秋学期）に行う。観察実習に参加するためには、同年度の3期（2年次春学期）に行う観察実習指導を履修する。小学校教育実習は5期（3年次春学期）に行うこととし、実習期間は3週間以上とする。小学校教育実習を履修するためには、観察実習の単位を取得していなければならない。さらに、小学校教育実習と同年度に行う小学校教育実習指導（3年次春学期）を履修しなければならない。

なお、上記の実習等に関しては、別に定める所定の条件を満たしていない学生の履修は認められない。

表3 小学校実習の流れ（現代教育専攻）

	大学	実習生
2 年 次	● 観察実習指導開始（4月～9月） ● 愛知県教育委員会をはじめとした実習希望地域の教育委員会等へ教育実習（小学校教育実習）の実施希望を提出	● 観察実習に関わる学校ボランティア等への応募・登録（4・5月） ↓ ● 実習施設等確認用紙の提出（6月） ● 観察実習開始（9月～翌年1月） ● 実習関連書類を教職課程センター（分室）へ提出
3 年 次	● 依頼事項、評価票、個票、出勤簿を実習校（小学校）に送付 ● 小学校教育実習指導（事前事後指導）開始（4・5月） ● 実習校への訪問指導 ● 事後指導（実習報告会） ● 介護等体験事前指導（7・8月）	● 実習校に事前訪問・打ち合わせ（4・5月） ● 小学校教育実習（15日間程度）開始（5・6月） ● （実習終了後）実習校へ実習関連書類の提出、礼状送付 ● （事後指導後）実習関連書類を教職課程センター（分室）へ提出 ● 介護等体験（8～12月）

3. 特別支援学校実習

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者を対象とする教育の3領域）を取得するためには、小学校における教育実習に加えて、特別支援学校においても教育実習を行い、単位を修得する必要がある。現代教育学科における特別支援学校教育実習は、7期もしくは8期（4年次）に2週間行う。（表4参照）また、本教育実習を履修するためには、小学校教諭一種免許状の取得予定者であることに加え、所定の条件を満たしている必要

がある。

特別支援学校教育実習に係る諸留意事項については、履修オリエンテーション、及び事前指導の講義の時間に指示する。

表4 特別支援学校実習の流れ

	大学	実習生
2 年 次	● 特別支援学校教諭免許状取得希望調査（12月上旬） ● 特別支援教育ゼミ配属決定（2月）	● 特別支援教育ゼミ配属決定（2月）
3 年 次	● 特別支援学校教育実習希望調査（4月） ● 県外での実習希望者の実習先を打診、確保（4月、5月初旬） ● 私立大学協議会主管校へ愛知県内での教育実習希望者集計表を提出（5月） ● 県内実習先特別支援学校の調整会議（6月・7月） ● 実習先特別支援学校へ第一次申込書類送付（9月） ● 教育実習個人票の作成指導（10月～12月） ● 実習校へ教育実習承諾申請書関係書類を送付（1月中旬） ● 愛知県教育委員会へ教育実習届関係書類を送付（1月下旬）	● 希望者は指定の書類を実習指導担当者へ提出（4月中旬締切り） ● 県外での実習希望者は希望先へ教育実習受け入れの内諾を得る。（5・6月） ● 実習先特別支援学校の発表（9月中旬） ● 教育実習個人票を作成し教職課程センターへ提出（12月末までに）
4 年 次	● 特別支援学校教育実習指導（事前事後指導）開始（4月～5月） ● 実習校への訪問指導（5月下旬～11月下旬） ● 事後指導（実習報告会 12月上旬～1月）	● 実習校に事前訪問・打ち合わせ（4月～9月） ● 特別支援学校教育実習（10日間）開始（5月上旬～9月中旬） ● （実習終了後）実習校へ実習書類の提出、礼状送付 ● （事後指導時）実習書類を実習指導教員へ提出

4. 中学校実習

現代教育学科現代教育専攻に所属する学生が、中学校教諭一種免許状（理科）を取得するためには、8期（4年次秋学期）に行う中学校教育実習の単位を取得する必要がある（表5参照）。中学校教育実習を履修するためには、同年度に行う中学校教育実習指導（4年次、夏期集中講義）を履修しなければならない。

現代教育学科中等教育国語数学専攻に所属する学生が、中学校教諭一種免許状（国語）または中学校教諭一種免許状（数学）を取得するためには、6期（3年次秋学期）に行う中学校教育実習の単位を取得する必要がある。中学校教育実習を履修するためには、同年度に行う中学校教育実習指導（3年次、集中講義）を履修しなければならない。

表5 中学校実習の流れ

現代教育専攻（理科）	中等教育国語数学専攻	大学	実習生
3年次	2年次	● 愛知県教育委員会をはじめとした実習希望地域の教育委員会等へ教育実習（中学校教育実習）の実施希望を提出	● 愛知県教育委員会をはじめとした実習希望地域の教育委員会等へ教育実習（中学校教育実習）の実施希望を提出
4年次	3年次	● 依頼事項、評価票、個票、出勤簿を実習校（中学校）に送付 ● 中学校教育実習指導（事前事後指導）開始 ● 実習校への訪問指導 ● 事後指導（実習報告会）	● 実習校に事前訪問・打ち合わせ ● 中学校教育実習指導（春学期集中講義） ● 中学校教育実習（15日間程度）開始（9・10月） ● （実習終了後）実習校へ実習書類の提出、礼状送付 ● （事後指導後）実習書類を教職課程センターへ提出

V. 教員採用候補者選考試験

1. 公立学校教員採用候補者選考試験について

公立学校・幼稚園の教員になるためには、各都道府県ならびに政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験（公立学校教員採用候補者選考試験）に合格しなければならない。

試験は、第一次試験（主に教職教養・一般教養・専門教養からなる筆記試験）と第二次試験（面接試験、論文試験、模擬授業等の実技試験、その他適性検査など）に分かれ、最近では、実技、面接（教育委員会人事担当者に加えて民間人も面接担当者として起用）、論作文、クラブやボランティア活動歴を重視する傾向になってきている。これは、学力重視から体力・技能・人格面を含めた人物重視の総合的な評価の方向へと変わってきているためである。

採用試験は、各都道府県や政令指定都市ごとに実施されるため、日程等が異なるが、概ね表6に示したとおりである。内容、実施方法等試験の詳細は、各自で教育委員会に問い合わせ、募集要項にて確認する必要がある。最近では、第一次試験については、3年生の受験も可とする自治体が増えている。

第二次試験に合格すると、「公立学校採用候補者名簿」に登載され、本人に通知される。この名簿の有効期限は、1年間である。しかし、欠員状況により採用者数が決まるため、名簿に登録されても採用されない可能性もある。

表6 教員採用試験の流れ（出願から採用まで）

2月初め～3月末まで	教育委員会募集要項配布
3月初め～4月末まで	願書受付（出願期間）
5月～7月	第一次試験
7月	第一次試験可否通知
7月～8月	第二次試験
9月上旬～10月上旬	第二次試験可否通知 （公立学校採用候補者名簿登載）
11月初め～3月	校長・園長面接 健康診断 採用・配属決定

2. 私立幼稚園教員の採用について

私立幼稚園教員は、各私立幼稚園が独自に選考して採用を決めている。また、関係団体が共通の教員採用試験を行い、試験結果をもとにその団体に属している幼稚園が独自に採用する場合もある。

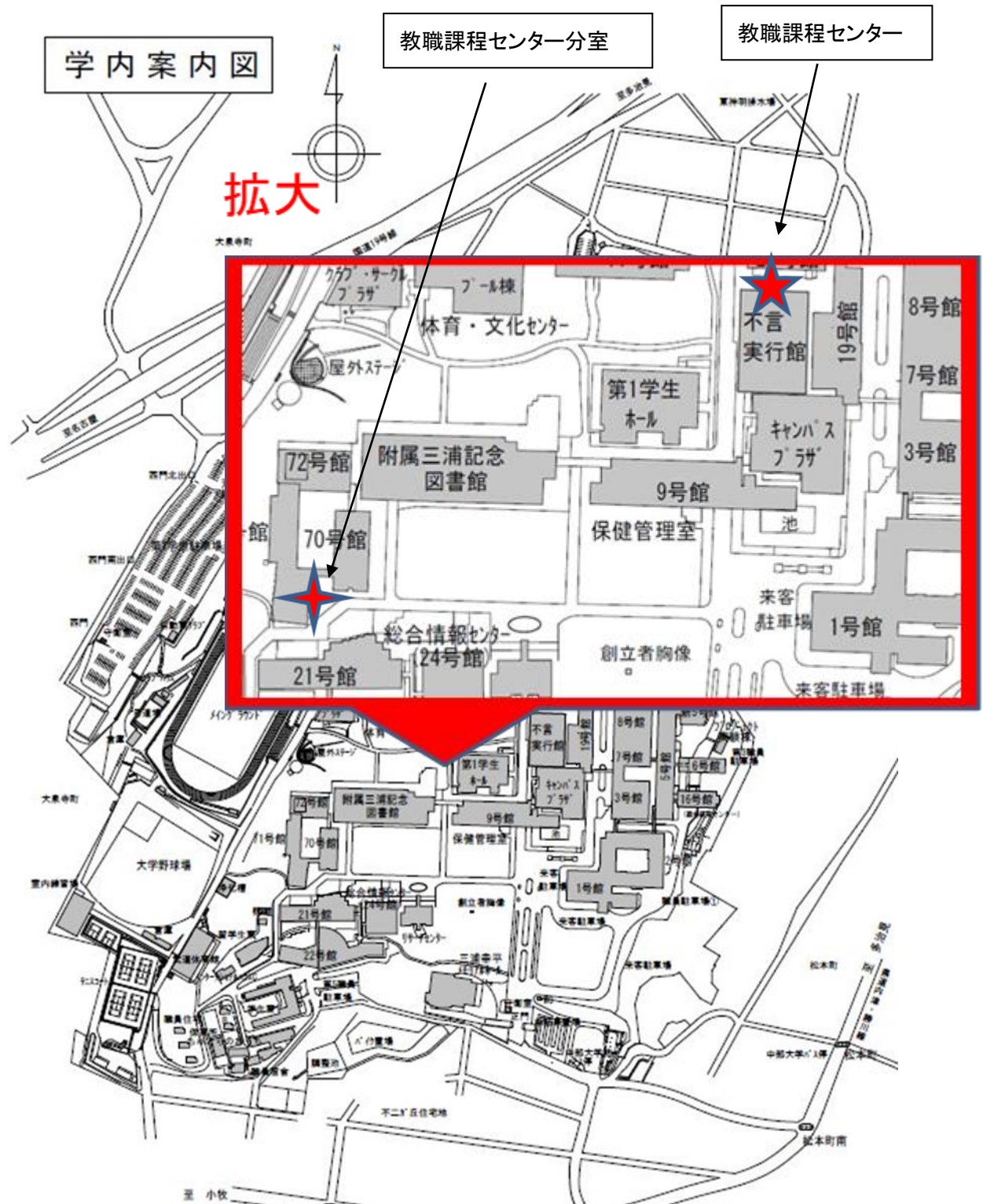
3. 試験結果の報告について

採用試験を受けた後は、必ず指導教授に報告し、後輩の参考資料となるよう「教員採用試験報告書」を記入提出する。

4. 講師登録について（主として現代教育学科対象）

大学卒業後、講師としての就職を希望する学生は、各学科の指導のもとに必要な手続きを行う。

VI. 関係部署の場所



付) 学生便覧 抜粋

現代教育学部教職課程（教育職員免許状の取得）

現代教育学部 教職課程（教育職員免許状の取得）

1. 教職課程について

現代教育学部では、幼稚園・初等・中等（理科・国語・数学）教育及び特別支援教育に関して他学部から独立した教職課程をおいている。卒業後に教育職員を志望する者は、教育職員免許法に定める教育職員免許状を取得する必要があるため、卒業に必要な所定の単位を取得するとともに、次に定める教職課程において必要な科目を履修しなければならない。

なお、教育職員として就職するためには教育職員免許状を取得し、教員採用試験に合格しなければならない。公立学校については、都道府県や市の教育委員会による採用試験が行われ、私立学校については、私学協会が行う私学適性検査や該当園、該当校での採用試験が行われる。

2. 取得可能な免許状について

学 科	免 許 状 の 種 類
幼 児 教 育 学 科	幼 稚 園 教 諭 一 種 免 許 状
現 代 教 育 学 科 (現 代 教 育 専 攻)	小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (理 科) 特 別 支 援 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
現 代 教 育 学 科 (中 等 教 育 国 語 数 学 専 攻)	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (国 語) 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (数 学)

3. 免許状取得のための基礎資格と単位取得

免許状を取得するためには、教育職員免許法で定められた「基礎資格」と、同法施行規則に定められた科目についての単位を修得する必要がある。

	基礎資格	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	教科及び教科 の指導法に関 する科目	「教育の基礎 的理解に関す る科目」等	大学が独自に 設定する科目	教育職員免許法施 行規則第66条の6 に定める科目
幼稚園	学士の学位を 有すること	16単位以上		21単位以上	14単位以上	8 単位以上
小学校	学士の学位を 有すること		30単位以上	27単位以上	2単位以上	8 単位以上
中 学	学士の学位を 有すること		28単位以上	27単位以上	4単位以上	8 単位以上

学 校 種	基 礎 資 格	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目
特別支援教育	学士の学位を有すること ●小学校教諭一種免許状の取得要件を満たすこと	26単位以上

4. 現代教育学部において免許状取得に必要な最低修得単位数について

中学校教諭（理科・国語・数学）では「大学が独自に設定する科目」の開設がないため、前表に記載している「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「『教育の基礎的理解に関する科目』等」の必要単位数を超えて修得した単位数をもって充てるものとする。

免許種	対象学科	基礎資格	必要な科目および単位数		
			専門科目		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
幼稚園教諭一種免許状	幼児教育学科	学士	領域及び保育内容の指導法に関する科目 17単位以上	合計 51単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		
			大学が独自に設定する科目		
小学校教諭一種免許状	現代教育学科（現代教育専攻）	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 30単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 29単位以上		
			大学が独自に設定する科目		
中学校教諭一種免許状（理科）	現代教育学科（現代教育専攻）	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 29単位以上		
特別支援学校教諭一種免許状	現代教育学科（現代教育専攻）	学士※	特別支援教育に関する科目 28単位以上		
中学校教諭一種免許状（国語）	現代教育学科（中等教育国語数学専攻）	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 29単位以上		
中学校教諭一種免許状（数学）	現代教育学科（中等教育国語数学専攻）	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 29単位以上		

※特別支援学校教諭一種免許状は、小学校教諭の免許状取得と同時に履修しなければならない。（特別支援学校教諭免許状のみの取得はできない。）

5. 必要単位数の詳細について

<教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学部における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目	単位数	教職課程必修科目	備考
日本国憲法	2	日本の憲法	2	○	
体育	2	健康科学 スポーツ A スポーツ B スポーツ C	1 1 1 1	○	
外国語コミュニケーション	2	英語スキルⅠ 英語スキルⅡ 英語スキルⅢ 英語スキルⅣ ドイツ語入門Ⅰ ドイツ語入門Ⅱ フランス語入門Ⅰ フランス語入門Ⅱ 中国語入門Ⅰ 中国語入門Ⅱ スペイン語入門Ⅰ スペイン語入門Ⅱ ポルトガル語入門Ⅰ ポルトガル語入門Ⅱ 韓国語入門Ⅰ 韓国語入門Ⅱ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		同一言語の科目を2単位修得すること
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報スキル入門 情報スキル活用	2 2		
合計	8	最低修得単位数	8		

幼児教育学科

<「教育の基礎的理解に関する科目」等>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	必修 教職 課程 科目	備 考
		幼稚園		幼稚園		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	○	
	保育原理		保育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育と社会	2	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 保育の心理学	2 2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育（幼児）	2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導、及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	4	教育課程と保育の計画	2	○	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学	2	○	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談	2	○	
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	5	教育実習指導（幼稚園）	1	○	
	教育実習		教育実習（幼稚園）	4	○	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	○	
合 計		21	最低修得単位数	23		

幼児教育学科

＜領域及び保育内容の指導法に関する科目＞

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目		各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	総課程必修科目
			幼稚園		幼稚園	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	健康と体育	1	○
		人間関係		人間関係と生活	1	○
		環境		環境と生活	1	○
		言葉		言葉と生活	1	○
	表現	表現活動（身体）		1	○	
		表現活動（音楽）A		1	○	
		表現活動（音楽）B		1	○	
		表現活動（造形）		1	○	
		幼児音楽		1	○	
		幼児造形		1	○	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容指導（健康）	1	○		
		保育内容指導（人間関係）	1	○		
		保育内容指導（言葉）	1	○		
		保育内容指導（音楽表現）	1	○		
		保育内容指導（造形表現）	1	○		
		保育内容指導（環境）	1	○		
		保育内容総論	1	○		
合 計		16	最低修得単位数	17		

＜大学が独自に設定する科目＞

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	本学部における開設授業科目等	
科 目	授 業 科 目	単位数
大学が独自に設定する科目	子どもの遊び研究	2
	子どもの外国語研究	2
	保育・教育インターンシップ	1
	保育総合活動（音・身・造）	2
	子どもの保健	2
	子どもの健康と安全	1
	子どもの食と栄養A	1
	子どもの食と栄養B	1
	子ども家庭支援論	2

※「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は本学部における最低修得単位数を越えて履修した「P. 46領域及び保育内容の指導法に関する科目」もしくは「P. 47「教育の基礎的理解に関する科目」等」について併せて11単位以上修得すること。

現代教育学科現代教育専攻（小学校）

<「教育の基礎的理解に関する科目」等>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	必修 教職 科目 課程	備 考
		小学校		小学校		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2	○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職原論	2	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校制度論	2	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学概論	2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育	1	○	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論 A	2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法 A	2	○	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法 A	1	○	
	特別活動の指導法		特別活動指導法 A	1	○	
	教育の方法及び技術		教育方法学 A	1	○	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術 A（情報通信技術の活用を含む）	2	○	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導 A	2	○	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談 A	2	○	
教育実践に関する科目	教育実習	5	小学校教育実習指導 小学校教育実習	1 4	○ ○	
	教職実践演習	2	教職実践演習（小・中）	2	○	
合 計		27	最低修得単位数	29		

- 3年次に実施される「介護等体験」に参加する必要がある。

現代教育学科現代教育専攻（小学校）

＜教科及び教科の指導法に関する科目＞

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数 小学校	授 業 科 目	単位数 小学校	修得必修科目
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	国語科研究	1	○
	社会		社会科研究	1	○
	算数		算数科研究	1	○
	理科		理科研究	1	○
	生活		生活科研究	1	○
	音楽		音楽科研究	1	○
	図画工作		図画工作研究	1	○
	家庭		家庭科研究	1	○
	体育		体育科研究	1	○
	外国語		外国語研究	1	○
教科及び教科の指導法に関する科目	国語（書写を含む。）	30	国語科教育法	2	○
	社会		社会科教育法	2	○
	算数		算数科教育法	2	○
	理科		理科教育法	2	○
	生活		生活科教育法	2	○
	音楽		音楽科教育法	2	○
	図画工作		図画工作教育法	2	○
	家庭		家庭科教育法	2	○
	体育		体育科教育法	2	○
合 計		30	最低修得単位数	30	

＜大学が独自に設定する科目＞

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学部における開設授業科目等	
科 目	授 業 科 目	単位数	
大学が独自に設定する科目	教育統計学基礎	2	
	多文化共生と教育	2	
	生涯学習論	2	
	人権教育論	2	
	教育ドラマ論	2	
	観察実習指導	1	
	観察実習	1	
	発達心理学	2	

現代教育学科現代教育専攻「理科」(中学)
 <「教育の基礎的理解に関する科目」等>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	必修 教職 科目 課程	備 考
		中 学		中 学		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2	○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職原論	2	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校制度論	2	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学概論	2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育	1	○	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論B	2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法B	2	○	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法B	1	○	
	特別活動の指導法		特別活動指導法B	1	○	
	教育の方法及び技術		教育方法学B	1	○	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術B（情報通信技術の活用を含む）	2	○	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導B	2	○	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談B	2	○	
教育実践に関する科目	教育実習	5	中学校教育実習指導 中学校教育実習	1 4	○ ○	
	教職実践演習	2	教職実践演習（小・中）	2	○	
合 計		27	最低修得単位数	29		

- 3年次に実施される「介護等体験」に参加する必要がある。

＜教科及び教科の指導法に関する科目＞

現代教育学科現代教育専攻「理科」(中学)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目		単位数	授 業 科 目	単位数	最低修得科目	
		中学		中学		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20	物理学	理科概論 A（中学物理）	2	○
			科学教育演習 A（中学物理）	1		
			理科特講 A（中学物理）	2		
			化学	理科概論 B（中学化学）	2	○
			科学教育演習 B（中学化学）	1		
			理科特講 B（中学化学）	2		
			生物学	理科概論 C（中学生物）	2	○
			科学教育演習 C（中学生物）	1		
			環境生物学入門	2		
	理科特講 C（中学生物）		2			
	地学		理科概論 D（中学地学）	2	○	
	科学教育演習 D（中学地学）		1			
	地球科学教育論		2	○		
	理科特講 D（中学地学）		2			
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		理科実験 A（中学物理）	1	○	
	理科実験 B（中学化学）		1	○		
	理科実験 C（中学生物）		1	○		
	理科実験 D（中学地学）		1	○		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		8	理科教育法Ⅰ（中学校）	2	○
				理科教育法Ⅱ（中学校）	2	○
				理科教育法Ⅲ（中学校）	2	○
				理科教育法Ⅳ（中学校）	2	○
合 計		28	最低修得単位数	28		

● 下線は一般的包括的な科目を指す。

現代教育学科中等教育国語数学専攻「国語」「数学」(中学)

<「教育の基礎的理解に関する科目」等>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	必修 教職 科目 課程	備 考
		中 学		中 学		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2	○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職原論	2	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校制度論	2	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学概論	2	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別ニーズ教育	1	○	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中学校）	2	○	
指導、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法（中学校）	2	○	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法（中学校）	1	○	
	特別活動の指導法		特別活動指導法（中学校）	1	○	
	教育の方法及び技術		教育方法学（中学校）	1	○	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2	○	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導（中学校）	2	○	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談（中学校）	2	○	
教育実践に関する科目	教育実習	5	中学校教育実習指導 中学校教育実習	1 4	○ ○	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中学校）	2	○	
合 計		27	最低修得単位数	29		

- 4年次に実施される「介護等体験」に参加する必要がある。

＜教科及び教科の指導法に関する科目＞

現代教育学科中等教育国語数学専攻「国語」(中学)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等		
科目		単位数	授 業 科 目	単位数	教職課程科目
		中学		中学	
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	20	日本語学概論	2	○
			日本語音声学	2	
			日本語文法論	2	
			言語表現法演習 A	1	
			言語表現法演習 B	1	
			日本語学研究法	2	
			日本近現代文学概論	2	○
			日本古典文学概論	2	○
			日本近現代文学演習	1	
			日本古典文学演習	1	
	国文学（国文学史を含む。）		日本近現代文学研究法	2	
			日本古典文学研究法	2	
			漢文学概論	2	○
			漢文学演習	1	
	書道（書写を中心とする。）		書写・書道 A	2	○
			書写・書道 B	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	国語科教育法Ⅰ（中学校）	2	○
			国語科教育法Ⅱ（中学校）	2	○
			国語科教育法Ⅲ（中学校）	2	○
			国語科教育法Ⅳ（中学校）	2	○
合 計		28	最低修得単位数	28	

● 下線は一般的包括的な科目を指す。

現代教育学科中等教育国語数学専攻「数学」(中学)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学部における開設授業科目等		
科目		単位数	授 業 科 目	単位数	教職必修科目
		中学		中学	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	数学基礎演習	1	○
			代数学概論	2	○
			代数学演習	1	
			代数学	2	
			代数学統論	2	
			代数学研究法	2	
		幾何学	幾何学概論	2	○
			幾何学	2	
			幾何学演習	1	
			幾何学統論	2	
			幾何学研究法	2	
		解析学	解析学概論	2	○
			解析学演習	1	
			解析学	2	
			解析学研究法	2	
		「確率論、統計学」	確率統計概論	2	○
			確率統計演習	1	
			確率統計研究法	2	
	コンピュータ	計算機概論	2	○	
		計算機演習 A	1		
		計算機演習 B	1		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	数学科教育法Ⅰ（中学校）	2	○
			数学科教育法Ⅱ（中学校）	2	○
			数学科教育法Ⅲ（中学校）	2	○
			数学科教育法Ⅳ（中学校）	2	○
合 計		28	最低修得単位数	28	

● 下線は一般的包括的な科目を指す。

6. 特別支援学校教諭一種免許状

この免許状は、小学校教諭の免許状取得と同時に取得しなければならず、特別支援学校教諭免許状だけの取得はできない。したがって、小学校教諭一種免許状の取得要件を満たすことに加えて、「特別支援教育に関する科目（以下の表）」において示した単位を修得することが必要である。

特別支援教育に関する科目

教 科 に 関 す る 科 目			
免 許 法 施 行 規 則 に 定 め る 科 目 区 分	本学部における開講科目及び単位数		備 考
	授 業 科 目	単位数	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特 別 支 援 教 育 総 論	2	全て修得すること
特別支援教育領域に関する科目	知 的 障 害 児 の 心 理	2	
	知 的 障 害 児 の 生 理 ・ 病 理	2	
	肢 体 不 自 由 児 の 生 理 と 病 理	1	
	肢 体 不 自 由 児 の 心 理	1	
	病 弱 児 の 生 理 と 病 理	1	
	病 弱 児 の 心 理	1	
	知 的 障 害 児 の 教 育 A	2	
	知 的 障 害 児 の 教 育 B	2	
	肢 体 不 自 由 児 の 教 育	2	
	病 弱 児 の 教 育	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	発 達 臨 床 心 理 学	2	
	視 覚 障 害 児 の 心 理 と 教 育	1	
	聴 覚 障 害 児 の 心 理 と 教 育	1	
	重 複 障 害 児 の 心 理 と 教 育	1	
	発 達 障 害 児 の 教 育	1	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教職インターンシップ	1	
	特 別 支 援 学 校 教 育 実 習 指 導	1	
	特 別 支 援 学 校 教 育 実 習	2	

7. 教職課程の履修について

現代教育学部の教職課程は、他学部の教職課程から独立して運営されている。したがって、本学部で幼稚園・小学校・中学校（理科・国語・数学）および特別支援学校の教育職員免許状の取得を希望する学生は、他学部の教職課程で開設されている科目を履修することはできない。教職課程に関するガイダンスも幼児教育学科・現代教育学科でそれぞれ実施するので注意すること。

また、他学部の教職課程で開設されている科目は、高等学校教諭・中学校教諭（国語・英語・社会）・養護教諭・栄養教諭の教育職員免許状取得のために開設されている科目である。幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭（理科・国語・数学）・特別支援学校教諭の教育職員免許状取得のための科目ではないため、必ず現代教育学部で開設されている科目を履修すること。

8. 教育実習等について

教育職員免許状を取得するためにはいくつかの実習を行う必要がある。各実習を行うためには、それぞれの実習ごとに設定された履修条件を満たす必要がある。

(1) 教育実習（幼稚園）

幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、教育実習の単位を修得する必要がある。幼児教育学科における教育実習は、7期（4年次春学期）に行うこととし、実習期間は4週間以上としている。

教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。

(2) 小学校教育実習

小学校教諭一種免許状を取得するためには、教育実習の単位を修得する必要がある。現代教育専攻における教育実習は、5期（3年次春学期）に行うこととし、実習期間は3週間以上としている。

教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。

(3) 中学校教育実習（理科）

中学校教諭一種免許状（理科）を取得するためには、教育実習の単位を修得する必要がある。現代教育専攻における中学校教育実習は、7期（4年次春学期）に行うこととし、実習期間は3週間以上としている。

教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。

(4) 中学校教育実習（国語・数学）

中学校教諭一種免許状（国語・数学）を取得するためには、教育実習の単位を修得する必要がある。中等教育国語数学専攻における中学校教育実習は、5期（3年次春学期）に行うこととし、実習期間は3週間以上としている。

教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。

(5) 特別支援学校教育実習

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得するためには、小学校における教育実習に加えて、特別支援学校においても教育実習を行い、単位を修得する必要がある。現代教育専攻における特別支援学校教育実習は、7期（4年次春学期）に2週間以上行う。また、本教育実習を履修するためには、小学校教諭一種免許状の取得予定者であることが条件となる。

教育実習に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。

(6) 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、教育職員志願者に対し介護等体験を義務づけている。介護等体験とは、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流のほか、障害者等の話し相手、散歩の付き添い等の体験、掃除や洗濯のような受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いもの」とされている。介護等体験の期間は、社会福祉施設5日間と特別支援学校等2日間の計7日である。

介護等体験に係る諸留意事項については、実習オリエンテーション時に伝える。詳細は「実習の手引き」に示す。